

## 成年後見人等の選任申立てについて（補充的選任）

### ●概要

成年後見人，保佐人または補助人が欠けたときは，家庭裁判所は，一定の者の申立てによりまたは職権で，成年後見人，保佐人または補助人を選任する。

成年後見人等が欠けたときとは，成年後見人等の辞任・解任，欠格事由の発生，死亡または失踪宣告の確定により成年後見人等が不存在になった場合をいう。

（欠格事由・・・①未成年者，②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人，保佐人又は補助人，③破産者，④本人に対して訴訟をし，又はした者並びにその配偶者及び直系血族，⑤行方の知れない者）

### ●申立権者

#### ○成年後見人選任の場合

本人，その親族その他の利害関係人，生活保護機関（生活保護法 8 1 条）

#### ○保佐人もしくは補助人選任の場合

本人，その親族その他の利害関係人

### ●管轄（申立書を提出する裁判所）

後見，保佐，補助の各開始の審判をした家庭裁判所

### ●申立費用

収入印紙 8 0 0 円分（申立手数料）

予納郵便切手 2 2 6 0 円（5 0 0 円を 3 枚、5 0 円を 1 枚、1 1 0 円を 6 枚、1 0 円を 5 枚）

### ●添付書類

成年後見人等の除籍謄本（後見人等死亡の場合）

成年後見人等候補者の住民票の写しもしくは戸籍の附票

【R 7. 7改訂】

- 後見人等候補者事情説明書